

定期監査結果報告書

令和7年6月

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

令和5年度及び令和6年度事務事業(令和5年4月1日から令和7年2月28日まで)。ただし、福祉部広域事業者指導課は、地方自治法第252条の11第4項の規定により毎会計年度監査を行っていることから、令和6年度事務事業(令和6年4月1日から令和7年2月28日まで)。なお、必要に応じて他年度事務事業を含む。

2 対象部課等

- (1) 福祉部(広域事業者指導課)
- (2) まちづくり推進部(都市計画課、建設指導課、住宅政策課、都市整備課、交通まちづくり課)
- (3) 建設部(建設管理課、道路整備課、公共建築マネジメント課、公園緑地課)
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 公平委員会事務局
- (6) 固定資産評価審査委員会

第2 監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準(令和2年監告示第7号)並びにこれに基づき策定した令和7年度岸和田市監査等実施方針及び令和7年度一般会計・特別会計に係る定期監査実施計画に定めるところにより、監査を実施した。

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

- (1) 調査期間 令和7年4月8日から令和7年5月22日まで
- (2) 監査実施日 令和7年5月22日

第4 監査の結果

監査の結果については、令和7年度岸和田市監査等実施方針に定める判断基準(※)に基づき決定した。

監査の結果の内容は、以下のとおりである。指摘事項としたものについては、是正・改善を検討し、措置を講じたときは通知されたい。また、各課において指摘された事項及びその他部内における注意を要する事項については、部内で共有し、再び誤りが生じないよう適切な事務処理に努められたい。

なお、広域事業者指導課においては、令和6年度の定期監査における指摘事項について改善状況を確認したところ、改善されているものと認められた。

1 福祉部

(1) 広域事業者指導課

介護事業者指定申請等手数料等の収入事務、指定事業者台帳管理システム保守業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 まちづくり推進部

(1) 都市計画課

都市計画証明等手数料等の収入事務、都市計画変更に関わる調査・検討及び都市計画図書等作成業務委託契約等の契約事務、歴史的景観保全事業助成金（団体活動事業）等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 建設指導課

建築物等確認申請手数料等の収入事務、指定道路システム機器賃貸借契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 住宅政策課

市営住宅使用料等の収入事務、市営住宅等軽作業業務委託契約等の契約事務、既存民間建築物耐震診断補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

(ア) 令和6年度の行政財産目的外使用料について、使用料の算定を誤っているものがあった。(判断基準 ⑤)

(イ) 行政財産目的外使用料について、不当利得の返還請求をすべきところ、なされていないものがあった。(判断基準 ⑤)

(4) 都市整備課

土地売払収入等の収入事務、春木駅大宮駅線物件調査再算定業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(5) 交通まちづくり課

立地適正化計画推進事業費補助金の収入事務、岸和田市立地適正化計画策定支援業務委託契約等の契約事務、岸和田市路線バス運行存続補助金等の補助金交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

随時費用として資金前渡の方法により支出しているものについて、精算処理が遅延しているものがあった。(判断基準 ⑤)

(6) その他部内における注意事項

ア 令和6年度の行政財産目的外使用料について、一部端数処理を誤ったことにより使用料を多く徴収しているものがあった。(判断基準 ③)

3 建設部

(1) 建設管理課

一般道路占用料等の収入事務、道路台帳システム保守業務委託契約等の契約事務、指定管理料等の支出事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

(ア) 道路法第32条に基づく許可申請に係る道路占用料は、岸和田市道路占用料条例第3条第1項の規定により、占用許可をした日から別に指定する期日までに

徴収することとなっているが、占用許可よりも前に徴収されているものがあった。(判断基準 ⑤)

(イ) 占用期間が数会計年度にわたる場合の道路占用料については、岸和田市道路占用料条例第3条第2項の規定により、各会計年度ごとに徴収することとなっているが、占用期間が令和6年度及び令和7年度の2箇年にわたるものについて、全額を令和6年度に徴収しているものがあった。(判断基準 ⑤)

(ウ) 道路法に基づく占用料について、道路法第73条第1項に基づく督促の手続がなされていないものがあった。(判断基準 ⑤)

(エ) 対象物の撤去により占用の事実がなくなったものについて、市が誤って当該対象物の設置に係る占用料相当額を継続して徴収していたものがあった。(判断基準 ⑤)

(2) 道路整備課

土地売払収入等の収入事務、都市計画道路田治米畑町線物件調査業務委託契約等の契約事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

常時費用として資金前渡の方法により支出しているものについて、精算処理が遅延しているものがあった。(判断基準 ⑤)

(3) 公共建築マネジメント課

(仮称)市立春木・大芝認定こども園新築工事等の契約事務、時間外勤務命令事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(4) 公園緑地課

墓苑使用料等の収入事務、市内公園遊具等点検業務委託等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

令和6年度分の庁用器具費の支払において、相手方を誤って支払っているものがあった。(判断基準 ⑤)

4 選挙管理委員会事務局

知事選挙及び府議会議員選挙費委託金等の収入事務、投票所入場整理券・封筒の印刷及び封入封緘業務委託契約等の契約事務、旅費等の支出事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

5 公平委員会事務局

委員報酬等の支出事務、備品の管理状況について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

6 固定資産評価審査委員会

委員報酬等の支出事務、備品の管理状況について、関係書類等により調査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認められた。

第5 意見

今回の定期監査では、法令等の規定とは異なる方法により行われているものが散見された。監査結果を真摯に受け止め、法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。なお、制度見直しを図る場合については、どうあるべきか、何が適切かを十分に検討・検証した上で行われたい。また、これまで他の部署で指摘事項とした内容と同様の誤りも見受けられた。再び同様の誤りが生じないように、部課内での情報共有を十分に行うとともに、事務執行体制及び管理点検体制を検証し、今後の事務が適正に行われることを望む。

(※) 指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準（令和7年度岸和田市監査等実施方針より抜粋）

(1) 指摘事項

- ① 市に損害を与えている、又は損害を与える恐れがあるもの
- ② 収入確保に適切な措置を要するもの
- ③ 予算を目的外に支出しているもの
- ④ 不必要な予算執行をしているもの
- ⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの
- ⑥ 契約や協定等に反しているもの
- ⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの
- ⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの
- ⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの（修正されたものを含む）
- ⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの
- ⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの

(2) その他部内における注意を要する事項

- ① 不当又は違法ではないが適切でないもの
- ② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの